

8月 NEWS

【1】 税制情報

今回は、『人材確保等税制』についてご紹介いたします。

①税制の内容

令和3年度改正で創設された「人材確保等促進税制」の賃金要件の判定に用いる“新規雇用者給与等支給額”は、対象者を雇用保険法の一般被保険者に限定しています。在籍出向する出向者は、原則、出向元法人の一方でしか一般被保険者に該当しないが、賃金台帳に出向者を記載していれば両方の会社で判定対象とすることができます。

同税制は、“新規雇用者給与等支給額”が対前年比で2%以上増加などの適用条件を満たすことで、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除が認められる制度であり“新規雇用者等支給額”は、法人が1年以内に雇用した者のうち、雇用保険法に該当する者に支給する給与等の支給額とされています。在籍出向の出向者は、給与等の支給を受ける法人でのみ一般被保険者に該当しますが、出向先法人が国内事業所の「賃金台帳」に出向者を記載していれば、その出向者は出向先法人でも一般被保険者に該当するものとして“新規雇用者給与等支給額”を算定することができます。

[参考]

【適用要件】

- 通常要件：**新規雇用者給与等支給額**（※）が、前年度より**2%以上**増えていること
- 上乗せ要件：**教育訓練費の額**（※）が、前年度より**20%以上**増えていること



【税額控除】

控除対象新規雇用者給与等支給額（※）の**15%**を法人税額又は所得税額から控除

控除対象新規雇用者給与等支給額の**20%**を法人税額又は所得税額から控除

〔ただし税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします〕

②限度額

出向先法人で新規雇用者給与等支給額に含めることができる額は、出向元法人に支出する給与負担金の額が限度となります。

③その他

同税制の適用対象は青色申告書を提出する全企業であり、適用期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度となっております。

【2】8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	12月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の5・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

【3】スタッフの一言

暑い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

今年もこの暑さの中、新型コロナウイルス感染症の影響によりマスクを外すことが出来ない日々を過ごしておられるかと思います。先の見通しがつき辛い状況が続きますが、くれぐれもご自愛くださいませ。

町田